

令和6年度契約事前点検【前回一者応札・一者応募】（令和6年6月～予定）

獨立行政法人名      労働政策研究・研修機構

(單位：円、人)

[illegible]

(注1) 点検の対象となる案件は、令和6年度中に調達予定の案件で、前回一者応札・一者応募であったもの。

(注2) 単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載する。

(注3) 予算決算及び会計令で定めている額以下の予定価格で随意契約（いわゆる少額随契）とするものは除く。

(注4) 契約方式については、「一般競争契約」「指名競争契約」「企画競争」「公募」「競争性の無い随意契約」に分類して、記載する。なお、公募については、公募の結果、随意契約(企画競争除く)になったもののみ計上する。

(注5) 競争性のある契約とは(注4)により分類した、「一般競争契約」「指名競争契約」「企画競争」「公募」のことをいう。

(注7) 該当する募集に際し、いずれか1箇所に“〇”を記載し、具体的な内容を記載すること。ただし、「前同」と同一契約内容にて募集を実施した場合、複数回の記載が可能とする。

(注8) 契約条件等の指し図る場合については、指し図る場合、該当する指し図欄(「入札、契約条件等の指し図る事項」)に「入札、契約条件等の指し図る事項」の欄に「〇」を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「入札、契約条件等の指し図る事項」欄においては、「仕様書の内容」、「参加要約」、「公告期間の確保」、「その他の指し図る事項」から複数選択することも可能。

(注9) 指摘事項等に対する具体的取組みについては、該当する見直し欄「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」、「契約方式の見直し」、「その他の見直し」いずれか1箇所に「○」を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」場合においては、「仕様書の変更」、「参加要件の変更」、「公告期間の見直し」、「その他」から複数選択することも可能。

(注10) 点検の結果、指摘を受けた場合は、当該契約において本来あるべき契約方式を(注4)の分類で記載すること。複数の可能性がある場合、1「紛争解決契約」、2「指名競争契約」、3「企画競争契約」、4「公募」、5「競争性のない随意契約」の優先順で1つを記載すること。複数記入不可。))

(注11)「先此通知」欄には、免脱し事項等を、1.「契約方式を免脱し、案件等の免脱し」と、2.「契約方式の免脱し」と、3.「その他の免脱し」とを明記し、記載すること。（様式第2）の取扱いと注意を要すること。

(注13) 契約相手が公益法人等の場合は「○」を記載すること。公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人（特例民法法人、（公